

危険物取扱者試験

☎ 消防本部予防課 内線 3213

と き 6月22日(日) 9:30～
 ところ 富士市(会場未定)ほか県内9市内
 内容 乙種全類・丙種危険物取扱者
 手数料 乙種3,400円 丙種2,700円
 必要書類 受験願書(消防本部予防課で配付)、写真2枚(縦3cm×横2.4cm)、100円切手1枚、印鑑、手数料払込受付証明書
 申し込み 4月7日～16日に必要書類を持参し、消防本部予防課へ

スポーツ安全保険に

加入しましょう

☎ 体育振興課 内線 2727

スポーツ安全保険はスポーツ活動のほか、文化活動や奉仕活動の際の傷害事故にも保険金が支払われます。
 対象 5人以上のグループ
 保険期間 4月1日～平成10年3月31日
 申し込み 加入依頼書に必要事項を記入して、料金を添えて指定の銀行へ
 ※加入依頼書は、体育振興課または各公民館にあります

健全な森林を育てる

「富士山フォレストアーツ」隊員募集

☎ 林政課 内線 2571

ボランティアとして、郷土の森林を「健全な森林」に育てるための、下刈り、枝打ち、間伐などの作業を通して森林について学んでみませんか。
 活動日 年4回(土曜日または日曜祝祭日)
 対象 16歳以上の人
 参加費 無料
 申し込み・問い合わせ 3月31日までに富士流域林業活性化センターへ
 ☎0559-20-2170

軽自動車・バイクなどの名義変更、廃車手続は3月末までに

☎ 市民税課 内線 2355

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。バイクなどを他人に譲って名義変更をしなかったり、紛失や不用のバイクなどの廃車申告をしなかったりすると税金がかかります。手続は3月末までに済ませてください。

また、年の中途での軽自動車などの購入には課税されません。なお、廃車の場合も還付はありません。

★手続の場所

- ◎原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車は…市民税課第二係1番窓口
- ◎二輪の軽自動車(126cc～250cc)は…軽自動車協会連合会静岡県取扱事務所(長泉町)
☎0559-88-4022
- ◎二輪の小型自動車(251cc以上)は…静岡陸運支局沼津検査登録事務所(沼津市)
☎0559-66-1130
- ◎軽自動車(軽三輪・軽四輪)は…軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所(長泉町)
☎0559-88-3847

★平成9年度軽自動車税の納期限…6月2日(月)

★身体障害者や精神障害者の減免について

身体・精神障害者が所有(障害者などと生計をともにする人が所有する場合も含む)する軽自動車などで、要件を満たす場合は、1台に限り減免を受けることができます。減免申請は、納税通知書を持って5月26日までに市民税課へ

ダイヤル市政案内

☎52-1111

ダイヤル業務案内

☎53-1111

明るい選挙推進委員募集

☎ 選挙管理委員会 内線 2672

明るく正しい選挙を目指し、調査や啓発・宣伝活動を行う、明るい選挙推進協議会委員を募集します。

資格 市内在住の20歳以上の人
 定員 10人(委嘱期間は2年間)
 申し込み はがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を書いて、〒417富士市永田町1-100 富士市選挙管理委員会へ(4月11日必着)

★星のお話と ★エレクトーンコンサート★

エレクトーン演奏を聞きながら、星のお話も楽しめます。また、天気がよければヘールポップすい星が見られます。

と き 3月27日(木) 19:00～20:30
 ところ 大淵公民館
 講師 田中文博さん(田子浦中学校教諭)
 演奏者 加藤喜美子さんほか
 申し込み 当日、直接会場へ
 問い合わせ 大淵公民館 ☎35-0002
 富士市民センター ☎61-6262

我が家の地震対策 NO.21

阪神・淡路大震災を教訓に

地震の被害⑤

東海地震では、津波の発生が予想されています。富士市でも田子の浦港や富士川の河口から津波が浸入し、港周辺や河川敷にあふれたり、沼川や和田川などを逆流したりして、川沿いの低地が浸水する恐れがあります。

また、波打ち際や堤防にいる人や車は、波にさらわれる危険があります。

津波による被害

津波は、水深が深いほど速く進み、浅いほど高くなります。富士市の沿岸は急に深くなっているため、津波は高くはなりません。他の地域より早い時期に速い速度で襲ってきます。

津波の高さが1mでも、港につながれた漁船の綱が切れて流出したり、他の船や岸壁に接触して破損したり、最悪の場合沈没したりする恐れもあります。また、ひざの高さ程度の津波でさ

え、大人でも足元をすくわれて、泥まじりの海水と波のために起き上がれず、おぼれてしまう危険があります。

海岸に近いところにいるときに強い揺れを感じたら、すぐに防波堤の内側の高い場所に避難しましょう。

また、津波注意報や警報が発令されたときには、すぐに海岸から離れて、解除されるまで近づかないでください。

問い合わせ
 防災対策課 内線2776